

2017年12月28日

武蔵野市長 殿

(フリガナ)

請求者

住所 武蔵野市西久保1

氏名

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(複数人である場合は、代表者の住所及び氏名とし、その他の請求者については、別に名簿を添付してください。)

調整会開催請求書

武蔵野市まちづくり条例第61条第1項の規定により、次のとおり請求します。なお、この請求書を条例第61条第4項の規定により公衆の縦覧に供するにあたり、個人情報公表することに（同意します・同意しません）。

開発事業の名称		(仮称) 武蔵野市中町計画
開発区域 の場所	地名地番	武蔵野市中町1-3968-9外8筆
	住居表示	武蔵野市1-8
請求の理由		<p>事業者が取得した敷地全体の開発をすることが、市の「三鷹駅北口街づくりビジョン」に沿い、そして賑わいのある街づくりに貢献し、当該事業者にとってもより高い開発利益を望むことができるのではないのでしょうか。</p> <p>それができない理由として、東急ストアが営業中で交渉に応じないこととされていますが、計画する店舗にどのような業態を導入するかも明らかにされていません。</p> <p>中央通りに賑わいを作り出す街並みを形成することが何より重要ですが、それに対し、東急ストアの移転後の中央通り側敷地の開発見通しは立てられないという回答でした。三鷹駅北口エリアのまちづくりにとって非常に重要な敷地を取得した当事者として責任ある計画を望みます。</p> <p>まちづくり条例の理念、事業者の責務に則って下記について調整会で説明するとともに、一体開発に向けた計画への調整に応じることを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行計画で想定している店舗の業態を説明すること。</li> <li>2. 中央通り側敷地を一体開発した場合に確保できる、店舗、その他地域貢献型施設面積、屋外空地面積、緑化面積等賑わいを生み出す空間の規模。</li> <li>3. 一体開発できない要因と、東急ストア以外の開発条件も含めて、一体開発するための要件。</li> <li>4. 市民が協力することにより、一体開発に計画を改めることを検討する可能性とそのタイムリミット。</li> </ol> <p>以上</p>
この請求に係る連絡先	氏名	
	住所	武蔵野市西久保1
	電話番号	

